

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規則	四六五
○福島県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則	
○福島県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則	四六五
○福島県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則	四六五
告示	
○大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定により変更の届出があった件	四六六
○大規模小売店舗立地法第六條第二項の規定により変更の届出があった件	四六六
○大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件二件	四六六
○県営土地改良事業計画を変更した件	四六六
○保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件	四六七
○道路の区域を変更した旨通知があった件	四六七
公告	
○特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件	四六八
○採石業務管理者試験を実施する件	四六八
○一般競争入札を行う件	四六九
福島県人事委員会	
○職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	四七〇
○職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則	四七〇
福島県労働委員会	
○地方公営企業等の労働組合について労働組合法第二條第一号に規定する者の範囲を認定した件二件	四七一
福島県収用委員会	
○土地収用法により土地の使用について裁決手続の開始を決定した件五件	四七二

規 則

福島県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則、福島県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則及び福島県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年八月七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第六十二号
福島県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

福島県環境影響評価条例施行規則（平成十一年福島県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

附則別表の十四の項中「第二十五條の三第一項」を「第二十五條の十二第一項」に改める。

附 則
 この規則は、公布の日から施行する。

（環境共生課）

福島県規則第六十三号

福島県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

福島県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成十八年福島県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

第四條の二の次に次の一條を加える。

（業務管理体制の整備に関する事項の届出）

第四條の三 法第五十一條の二第二項若しくは第四項又は法第五十一條の三十一第二項若しくは第四項の規定による届出は、知事が別に定める届出書によらなければならない。

2 法第五十一條の二第三項又は法第五十一條の三十一第三項の規定による届出は、知事が別に定める届出書によらなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（障がい福祉課）

福島県規則第六十四号

福島県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

福島県児童福祉法施行細則（昭和二十七年福島県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第五条の五の次に次の一条を加える。

(業務管理体制の整備に関する事項の届出)

第五条の六 法第二十一条の五の二十五第二項若しくは第四項(法第二十四条の十九の規定による届出は、知事が別に定める届出書によらなければならない。)

2 法第二十一条の五の二十五第三項(法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。)

届出書によらなければならない。

この規則は、公布の日から施行する。

(児童家庭課)

告 示

福島県告示第五百五十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十七年八月七日から同年十二月七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年八月七日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

カワチ薬品大槻店 福島県郡山市御前南一丁目十九番地ほか

二 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社カワチ薬品

代表取締役 河内 伸二

栃木県小山市大字卒島千二百九十三番地

(変更後)

株式会社カワチ薬品

代表取締役 河内 伸二

栃木県小山市大字卒島千二百九十三番地

東北テレメディア開発株式会社

代表取締役 渋谷 潤

宮城県仙台市若林区大和町二丁目一番三十四号

三 変更した年月日

平成二十年四月十七日

四 届出年月日

平成二十七年七月二十七日

五 届出をした者

株式会社カワチ薬品

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百五十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十七年八月七日から同年十二月七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年八月七日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

カワチ薬品大槻店 福島県郡山市御前南一丁目十九番地ほか

二 変更しようとする事項

1 駐車場の収容台数

(変更前) 二百六十五台

(変更後) 二百四十六台

2 荷さばき施設的位置

(変更前) 別紙図面のとおり

(変更後) 別紙図面のとおり

3 廃棄物等保管施設的位置

(変更前) 別紙図面のとおり

(変更後) 別紙図面のとおり

三 変更しようとする年月日

平成二十八年三月二十八日

四 届出年月日

平成二十七年七月二十七日

五 届出をした者

株式会社カワチ薬品

(「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

福島県告示第五百五十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)以下「法」という。第八條第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十七年八月七日から同年九月七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、

福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年八月七日

福島県知事 内堀雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

ザ・ビッグ喜久田店 福島県郡山市喜久田町字前北二十五番一

二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百六十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十七年八月七日から同年九月七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び白河市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年八月七日

福島県知事 内堀雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ新白河店 福島県白河市転坂百三十一番地ほか

二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百六十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、原地区に係る県営農業農村基盤整備事業(農地整備事業(経営体育成型))を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年八月七日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十七年八月十日から

同 月三十一日まで (二十二日間)

三 縦覧の場所

会津若松市役所

(農村計画課)

福島県告示第五百六十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十七年八月七日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南会津郡南会津町和泉田字和泉田沢一の二(次の図に示す部分に限る。)、一から一三まで、一六から二六まで、三二六、三二七、字不動沢二八九、二九一から三二一まで、三二四、三二五、中ノ井字大久保山乙六八二、乙六八三の一、乙六八三の三、乙六八六の二、乙六八六の三、乙六八六の六から乙六八六の一二まで

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐を択伐とする。

字和泉田沢一の二・一・一・字不動沢二九四(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)、二九六

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

二一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南会津郡檜枝岐村字帝釈山一三七二、一三七三、一三七四、一三七五、一三七七、一三七八の一、一三七八の二、一三七九の一から一三七九の四まで、一三八〇の一から一三八〇の四まで、一三八二の一(次の図に示す部分に限る。)、一三八二の二から一三八二の九まで、一〇二二の四九、一〇二二の五〇

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐による伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、檜枝岐村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課並びに関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。〕
(森林保全課)

福島県告示第五百六十三号

道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)第六条の規定により、一般国道について道路の区域を変更した旨、平成二十七年七月三十日付けで東北地方整備局長から次のとおり通知があった。その関係図面は、東北地方整備局、同局郡山国道事務所及び福島県土木部道路総室道路計画課で平成二十七年八月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年八月七日

福島県知事 内堀 雅雄

路線名	区 間	変更前 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
一般国道 一一二号	河沼郡湯川村大字 字桜町字八日町 一一三番一地从 から 会津若松市高野 町大字中沼字西 坂才甲七〇二番 一地从先まで	変更前	E 一一三・三	三、一四〇・〇	上記E は関係 図面に 表示す る敷地 の区分 をいう。
	河沼郡湯川村大字 字桜町字八日町 一一三番一地从 から	変更後	E 一一三・三	三、一四〇・〇	

(道路計画課)

公 告

公告第百八十二号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成二十七年八月七日
福島県知事 内堀 雅雄

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年七月二十四日
- 二 名称
特定非営利活動法人みんなのとなり組
- 三 代表者の氏名
堀 有伸
- 四 主たる事務所の所在地
福島県南相馬市原町区北町二百二番地B二〇四
- 五 定款に記載された目的
この法人は、東日本大震災と福島第一原子力発電所事故、その後の避難生活により大きな影響を受けた福島県浜通りの地域において、南相馬市を中心に各種コミュニティーづくり事業の開催を通じて、旧来からあった地域のコミュニティ及び人と人とのつながりが再生することを目指す。また、被災地における経験や知識を医療者の観点から記録・蓄積し、今後の地域で発生する健康上の問題に対応できる人材の育成を行うとともに、地域に存在する精神医療への抵抗感を緩和し、今後予想されるうつ病などの精神疾患や自殺の増加の予防を図る。そのようにして得られた情報を広く世界に発信し、被災地とそれ以外の地域をむすびつける働きにも貢献することで、東日本大震災における複合災害という未曾有の経験についての可視化・共有化を促進する。
(文化振興課)

福島県知事 内堀 雅雄

公告第百八十三号

採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)第三十二条の十三第一項の規定により、第四十四回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。
平成二十七年八月七日
福島県知事 内堀 雅雄

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 試験日時
平成二十七年十月九日(金)午前十時から正午まで
- 二 試験の場所
福島県ハイテクプラザ多目的ホール(郡山市待池台一丁目十二番地)
- 三 受験願書の提出期間
平成二十七年八月十七日(月)から同年九月十一日(金)まで。ただし、郵送による場合は、同日付けまでの通信日付印のあるものを有効とする。
- 四 受験願書の提出先

五 最寄りの福島県地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課とする。
受験手数料
八千円とし、相当額の福島県収入証紙を受験願書に貼って納入すること（消印はし
ないこと。）。

六 その他
試験の詳細については、福島県商工労働部産業振興総室企業立地課又は各福島県地
方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課に問い合わせること。郵送により照会す
る場合は、宛先明記の八十二円切手を貼った返信用封筒又は返信用はがきを必ず同封
すること。

（企業立地課）

公告第184号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成27年8月7日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の件名及び数量 放射性ダストモニタ 3式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成28年3月25日（金）
- (4) 納入場所 モニタリングポスト富岡局ほか計3箇所

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- (5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申

請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成27年8月31日(月)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県出納局入札用度課
電話024-521-7563

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において平成27年8月7日(金)から同月31日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。

(2) 入札説明会の日時及び場所 平成27年8月18日(火)午後3時 福島県出納局入札用度課

(3) 入札及び開札の日時及び場所 平成27年9月18日(金)午後1時30分 福島県出納局入札用度課(郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成27年9月17日(木)午後5時までに必着のこと。)

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Radioactive aerosol monitors 3sets

(2) Time-limit of tender(by hand) : 1:30 p.m., 18 September 2015

(3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m., 17 September 2015

(4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7563

(入札用度課)

福島県人事委員会

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十七年八月七日

福島県人事委員会

委員長 今 野 順 夫

福島県人事委員会規則第十五号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年福島県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第七条の四第五項中「第六条の二第四項」を「第六条の二の二第四項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（総務審査課）

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年八月七日

福島県人事委員会

委員長 今 野 順 夫

福島県人事委員会規則第十六号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成二十七年福島県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「保育所における保育の実施」を「児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園における保育又は児童福祉法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等による保育の利用」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（総務審査課）

福島県労働委員会

福島県労働委員会告示第一号

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第五条

第二項の規定により、同法第三条第四号の職員が結成し、又は加入する労働組合について、職員のうち労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条第一号に規定する者の範囲を次のとおり認定した。

なお、地方公営企業労働組合について労働組合法第二条第一号に規定する者の範囲を認定した件（平成二十六年福島県労働委員会告示第一号）は、廃止する。

平成二十七年八月七日

福島県労働委員会

会長 伊 藤 宏

- 一 地方公営企業等の名称 いわき市立総合磐城共立病院
- 二 労働組合の名称 自治労いわき市立病院職員労働組合
- 三 労働組合法第二条第一号に規定する者の範囲

勤 務 箇 所

労働組合法第二条第一号に規定する者

総合磐城共立病院	院長、副院長、診療局長、救命救急センター長、医療安全管理室長、院内感染対策室長、医療技術部長、医療情報管理部長、地域医療連携室長、副診療局長、薬局長、事務局長、事務局次長、看護部長、経営企画課長、総務課長、医事課長、病院建設課長、病院建設総括担当、副看護部長、統括主幹、経営企画課長補佐、総務課長補佐、財政経営係長、企画係長、総務係長、職員係長、事務局総務課の主査及び事務主任のうち人事・労務を担当する者
磐城共立高等看護学院	学院長、事務長、教務主任

四 認定年月日 平成二十七年七月二十八日

（審査調整課）

福島県労働委員会告示第二号

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第五条第二項の規定により、同法第三条第四号の職員が結成し、又は加入する労働組合について、職員のうち労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条第一号に規定する者の範囲を次のとおり認定した。

なお、地方公営企業の労働組合について労働組合法第二条第一号に規定する者の範囲を認定した件（平成二十一年福島県労働委員会告示第一号）は、廃止する。

平成二十七年八月七日

福島県労働委員会

会長 伊 藤 宏

- 一 地方公営企業等の名称 福島県企業局

棚倉町 福島県東白川郡棚倉町大字棚倉字中居野三三

福島県取用委員会告示第三号

土地取用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、土地の使用について平成二十七年七月十七日次のとおり裁決手続の開始を決定した。
平成二十七年八月七日

福島県取用委員会
会長 菅野 昭弘

- 一 起業者の名称
東北電力株式会社
- 二 事業の種類
特別高圧送電線東棚倉線保全事業（福島県東白川郡棚倉町大字花園字広沢地内から同町大字棚倉字清戸作地内まで）
- 三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

所在地番	登記	地目	現況	登記記録	実測	使用しよ うとする 土地の面 積（平方 メートル）
福島県 東白川 郡棚倉 町大字 棚倉字 清戸作	不明。た だし、左 一八番一 山林	不明。た だし、	原野	不明。た だし、 一八番一 三・三 七〇番 三七 七〇番 三七 七二番 七三 七四番 七五 七六番 七七 七八番 七九 八〇番 八一 八二番	五、二 五九・ 二三	五二・八 〇
七九番	七〇番	七〇番	七〇番	七〇番	七〇番	七〇番
七八番	七二番	七二番	七二番	七二番	七二番	七二番
七七番	七三番	七三番	七三番	七三番	七三番	七三番
七六番	七四番	七四番	七四番	七四番	七四番	七四番
七五番	七五番	七五番	七五番	七五番	七五番	七五番
七四番	七六番	七六番	七六番	七六番	七六番	七六番
七三番	七七番	七七番	七七番	七七番	七七番	七七番
七二番	七八番	七八番	七八番	七八番	七八番	七八番
七一番	七九番	七九番	七九番	七九番	七九番	七九番
七〇番	八〇番	八〇番	八〇番	八〇番	八〇番	八〇番
七九番	八一番	八一番	八一番	八一番	八一番	八一番
七八番	八二番	八二番	八二番	八二番	八二番	八二番
七九番	道（登記記録）	道（登記記録）	道（登記記録）	道（登記記録）	道（登記記録）	道（登記記録）

八〇番	なし	なし
八一番	水（登記記録なし）	水（登記記録なし）
八二番	なし	なし
道	松木川（登記記録なし）	松木川（登記記録なし）
水	なし	なし
松木川	なし	なし

四 裁決手続の開始を決定した土地の使用方法及び使用期間

- 1 使用方法
電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第三十九条第一項及び第四十条の規定に基づき電気設備に関する技術基準を定める省令である「電気設備に関する技術基準を定める省令（平成九年三月二十七日通商産業省令第五十二号）」の規定に基づき設備保安上必要な範囲において使用
- 2 使用期間
送電線を必要とする期間
- 五 土地所有者の氏名及び住所
不明。ただし、別表第一に掲げる者又は別表第二に掲げる者
- 六 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名及び住所並びに当該権利の種類

氏名	住 所	権 利 の 種 類
東日本電信 電話株式会 社	福島県福島市山下町五番一〇号	賃借権及び使用借権

別表第一

氏名	住 所
松本 つる	福島県東白川郡棚倉町大字棚倉字西中居七七番地二

別表第二

氏名	住 所
棚倉町	福島県東白川郡棚倉町大字棚倉字中居野三三

三 同町大字棚倉字清戸作地内まで
三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

所在	福島県 東白川 郡棚倉 町大字 棚倉字 清戸作	地番	不明。た だし、左 記の土地 の全部又 は一部	地目	不明。た だし、 一八番二 山林 七〇番 田 七一 番 田 七二 番 田 七三 番 田 七四 番 田 七五 番 田 七六 番 田 七七 番 田 七八 番 田 七九 番 田 八〇 番 田 八一 番 田 八二 番 田 道 (登記記 録なし)	地積(平方メートル)	不明。た だし、 一八番二 三・三 七〇番 三七 七一 番 五四 七二 番 七三一 七三 番 一四 四 七四 番 三三 八 七五 番 四七 七 七六 番 一一 七七 番 八六 七八 番 五九 五 七九 番 二八 四 八〇 番 三七 四 八一 番 九一 八二 番 一八 七 道 (登記記 録なし)	実測	四〇四 ・ 一一 二 八	使用しよ うとする 土地の面 積(平方 メートル)	五一・九 八
----	--	----	-------------------------------------	----	--	------------	--	----	--------------------------	---------------------------------------	-----------

四 裁決手続の開始を決定した土地の使用方法及び使用期間

1 使用方法

電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第三十九条第一項及び第四十条の規定に基づく電気設備に関する技術基準を定める省令である「電気設備に関する技術基準を定める省令(平成九年三月二十七日通商産業省令第五十二号)」の規定に基づき設備保安上必要な範囲において使用

2 使用期間

五 送電線を必要とする期間
土地所有者の氏名及び住所

六 不明。ただし、別表第一に掲げる者、別表第二に掲げる者又は別表第三に掲げる者
土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名及び住所並びに当該権利の種類

別表第一	氏名	住 所	権 利 の 種 類
	東日本電信 電話株式会 社	福島県福島市山下町五番一〇号	賃借権及び使用借権

別表第二	氏名	住 所
	松本 つる	福島県東白川郡棚倉町大字棚倉字西中居七七番地二

別表第三	氏名	住 所
	棚倉町	福島県東白川郡棚倉町大字棚倉字中居野三三

別表第四	氏名	住 所
	一級河川久 慈川水系松 木川河川管 理者 福島 県	福島県福島市杉妻町二番一六号